



# 宮 崎 県 公 報

平成19年 8 月23日 (木曜日) 第 1907 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (10件) …………… (水産政策課) 1

○浸水想定区域の指定…………… (河川課) 3  
○公有水面埋立ての竣功認可…………… (港湾課) 3

### 公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (地域産業振興課) 4  
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 685号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 8 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市浦城町1130番地 砂田隆博 延岡市浦城町13番地 後藤智明
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業及び小型まき網漁業以外のもの

### 宮崎県告示第 686号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 8 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 6 月29日
------------	--------------

発起人の住所及び氏名	延岡市浦城町 5 番地13 延岡水産開発株式会社 延岡市浦城町1181番地 中島養的
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	大型定置漁業

### 宮崎県告示第 687号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 8 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市赤水町 526番地 赤水漁業合資会社 延岡市赤水町 460番地 木村勲
加入区 の 名 称	延岡市第三加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧赤水漁業協同組合の地区
区 分	大型定置漁業及び小型定置漁業

### 宮崎県告示第 688号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 8 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町庵川西 5 丁目34番地 有限会社和田水産 東臼杵郡門川町庵川西 1 丁目14番地 有限会社久丸水産
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 689号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 8 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町庵川西 5 丁目 155番地 岩田 巖 東臼杵郡門川町庵川西 5 丁目 209番地 黒木光年
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 690号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 8 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	日向市大字細島 134番地 2 有限会社吉栄丸 日向市大字細島 802番地 1 有限会社富丸水産
加入区 の 名 称	日向市第一加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 691号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 8 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町大字平田5627番地13 有限会社俵水産 児湯郡川南町大字川南 23007番地 2 有限会社溝口水産
加入区 の 名 称	川南町加入区
区 域	川南町漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 692号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 8 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市高洲町78番地 2 有限会社大黒丸水産 宮崎市田代町 247番地 3 有限会社仁庄水産

加入区の名	中部加入区
区 域	檳浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

## 宮崎県告示第 693号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年6月29日
発起人の住所及び氏名	日南市西町1丁目7番6号 有限会社辻水産 日南市油津3丁目11番21号 有限会社ハンエイ
加入区の名	日南市第三加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域
区 分	小型まぐろ漁業

## 宮崎県告示第 694号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年6月29日
発起人の住所及び氏名	南那珂郡南郷町大字中村乙7051番地 544 有限会社平原水産 南那珂郡南郷町大字潟上96番地 2 有限会社中村水産
加入区の名	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区

区 分	小型まぐろ漁業
-----	---------

## 宮崎県告示第 695号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により大淀川水系萩原川、沖水川、丸谷川、東岳川及び高崎川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県都城土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県告示第 696号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成19年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 竣功認可年月日  
平成19年7月30日
- 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
宮崎県  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 東国原 英夫
- 埋立区域
  - 位置
    - B区域  
宮崎県日南市春日町1番14、5番1、5番19、5番22及び1番1と5番19に接する道路の地先公有水面
    - C区域  
宮崎県日南市材木町1番1、416番9及び1番1と12番1に接する道路の地先公有水面
  - 区域  
B区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と10の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地点	地 点 の 位 置		
1の地点	官山四等三角点（北緯31度35分32秒 492、東経 131度24分31秒 075）から 224度45分24秒 861.31mの地点		
2の地点	1の地点から	283度45分11秒	0.14mの地点
3の地点	2の地点から	218度42分57秒	9.88mの地点
4の地点	3の地点から	217度27分25秒	23.17mの地点
5の地点	4の地点から	176度49分56秒	11.92mの地点
6の地点	5の地点から	87度06分50秒	3.87mの地点
7の地点	6の地点から	357度04分37秒	10.76mの地点
8の地点	7の地点から	37度38分54秒	22.88mの地点
9の地点	8の地点から	37度38分53秒	2.19mの地点
10の地点	9の地点から	28度02分01秒	1.91mの地点

C区域

次の各地点を順次に結んだ線及び11の地点と19の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地点	地 点 の 位 置		
11の地点	官山四等三角点（北緯31度35分32秒 492、東経 131度24分31秒 075）から 227度08分27秒 891.39mの地点		
12の地点	11の地点から	169度18分07秒	5.39mの地点
13の地点	12の地点から	37度25分04秒	31.55mの地点
14の地点	13の地点から	30度36分35秒	9.99mの地点
15の地点	14の地点から	307度33分15秒	3.95mの地点
16の地点	15の地点から	213度40分48秒	6.43mの地点
17の地点	16の地点から	208度00分46秒	4.86mの地点
18の地点	17の地点から	217度37分27秒	21.11mの地点
19の地点	18の地点から	217度50分52秒	5.03mの地点

(3) 面積

B区域 156.75㎡

C区域 159.58㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年11月19日 シレイ 283-333

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

日南市

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ宮崎花ヶ島

宮崎市花ヶ島町南土地区画整理事業地内2街区6画地 外17筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

未定

(変更後)

株式会社イエローハット 代表取締役社長 鍵山幸一郎

東京都目黒区青葉台2丁目19-10

4 変更の年月日

平成19年8月14日

5 変更する理由

出店契約が完了したため

6 届出年月日

平成19年8月14日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年8月23日から平成19年12月25日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間

平成19年8月23日から平成19年12月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 武 雄	延岡市山月町3丁目4785番地
副理事長	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町1丁目16番地7
理 事	戸 高 時 夫	延岡市川原崎町2058番地
理 事	草 野 英 紀	延岡市瀬の口町2丁目2番地2
理 事	矢 野 久 勝	延岡市日の出町1丁目9番地5
総括監事	酒 井 芳 弘	延岡市川原崎町2040番地
監 事	佐々木 美 好	延岡市中川原町3丁目5058番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	清 水 義 光	延岡市川原崎町2135番地
副理事長	佐 藤 武 雄	延岡市山月町3丁目4785番地
理 事	松 田 武 美	延岡市日の出町1丁目5番地8

理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町 1 丁目 21 番地 2
理 事	久 世 正 夫	延岡市幸町 2 丁目 53 番地
総括監事	酒 井 芳 弘	延岡市川原崎町 2040 番地
監 事	佐々木 喬	延岡市中の瀬町 1 丁目 6050 番地 2